

“ぎゅっと”カーよしだ」会員規約

※必ずお読みください

1. サービス内容およびご利用条件

「ぎゅっと”カーよしだ」(以下「本サービス」)は、「ぎゅっと”カーよしだ」会員規約(以下「本規約」)に基づき、限定された地域内において限定された目的地まで、複数の方で乗り合い、定額運賃で目的地まで移動することを支援するサービスです。
本サービスのご利用条件は、本規約によります。

2. 規約への同意

本規約は、本サービスの利用を希望するお客様が、会員登録申込書に必要事項を記入し、本規約に同意し、吉田町(以下「当町」)が会員と認めた方と、当町との間で適用されます。またコールセンター(当町が本サービスの一部を委託する事業者 株式会社アイシンが設置する会員登録、乗車希望の受付及び変更等を行うものをいう、以下同じ。)へ会員登録の申込書の送付又は本サービスの利用をもって、本規約(変更された会員規約を含む)に同意したものとみなします。

3. 会員条件

吉田町地域公共交通協議会で承認された次の(1)(2)の条件の全てを満たす方のみ会員登録できるものとします。
(1)ご自分で、または保護者もしくは介助者の補助により、コールセンターへの連絡ができる方
(2)ご自分で、または保護者もしくは介助者の補助により、停留所への移動および車両への乗降ができる方(ただし、車いす等の積載はできません)

4. 利用開始

本サービスは、会員がコールセンターへの会員登録の申込を行った場合は、会員証が届いてから、または、インターネットで会員登録を行った場合は、会員番号発行のメールが届いてから、ご利用頂けます。

5. 運賃

運賃は、吉田町地域公共交通協議会の定める料金とします。なお、本運賃は旅客自動車運送事業者が受領することとします。

6. 停留所・運行予定地域・ルート等

停留所は、会員登録申込書添付別紙のとおりとします。また、運行ルートは、利用者の乗車希望状況・乗降都合・交通事情等により、旅客自動車運送事業者が適宜決めるものとします。このため、停留所への運行ルートは、乗降時で異なる場合があります。

7. 運行・乗車希望受付日時および運休

運行および乗車希望受付日時は、次のとおりとします。ただし、旅客自動車運送事業者の判断により、変更または運休する場合があります。この場合、コールセンターより、該当する会員に連絡します。

(1) 運行日時

6:00~20:00

ただし、年末年始(12/29~1/3)その他当町が定めた運休日を除く

(2) 乗車希望受付日時

①電話の場合 月曜日から金曜日 9:00~16:30

ただし、祝日、年末年始(12/29~1/3)その他当町が定めた運休日を除く。

利用希望日の1週間前から利用希望日時の30分前まで受け付けます。

電話予約の場合、6:00~10:00のご利用の場合は、前日の16:30までに予約してください。

月曜日の6:00~10:00のご利用の場合は、金曜日の16:30までに予約してください。

②インターネットの場合 24時間 (年中無休)

利用希望日の1週間前から利用希望日時の30分前まで受け付けます。

8. 乗車希望方法

ご利用を希望される場合は、コールセンターへお電話もしくは、インターネットに会員番号、利用希望日時、乗降希望場所をご入力下さい。(なお、小学生がご利用を希望される場合、保護者からの連絡が必要です。)運転係員への口頭での乗車希望は、受付致しかねます。限られた車両で希望の早い方を優先するため、空きがない場合があります。また、到着時間に余裕をもってご乗車希望を決めて下さい。(車椅子、手押し車等については、会員ないし同乗者にて折り畳みして運搬できるものは、車内への持込が可能です。)

9. 変更・キャンセル

乗車希望の変更・キャンセルは、コールセンターへ電話またはインターネットでご連絡下さい。

尚、運転係員への口頭での変更・キャンセルは受付致しかねます。また、変更・キャンセルについて、取消料等の負担は不要です。

10. 到着時間

本サービスは乗合のため、他の利用者の乗車希望状況・乗降都合・交通事情により、予定より到着が前後する場合がございます。乗車希望時間の5分前に停留所にお越し下さい。出発・到着の時間は目安であり、時間を確約するものではありません。大幅な遅延が予想される場合、コールセンターからご連絡しますが、携帯電話等をお持ちでない場合、連絡が取れない場合がございます。このため、携帯電話の持参を推奨します。

11. 会員の遅延

ご希望された乗車時間・場所にお越しにならない場合、次の利用者をお迎えに出発します。

12. 乗車のお断り

運送事業者が、円滑な運行が妨げられるおそれがあると判断したときは、乗車をお断りすることがあります。

13. 会員資格の取消し

会員が次のいずれかに該当すると当町が判断した場合、会員資格を直ちに取消すことがございます。

(ア) 本人確認ができないとき

(イ) 運送事業者が円滑な運行が妨げられるおそれがあると判断したとき

(ウ) 第3条(会員条件)を満たさないとき

(エ) 本規約第18条(反社会的勢力の排除)の誓約に違反し、またはそのおそれがあるとき

(オ) 本規約を遵守しないとき

14. 同乗者

会員および非会員の方が会員にご同行される場合は、会員と同じ行き先・時間であれば同乗が可能です。

なお、同乗者についても運賃が発生します。

同乗をご希望される場合は、乗車希望のご連絡の際に、同乗者の人数とお名前をお伝え下さい。お伝えがない場合、または同乗者多数の場合は乗車をお断りする場合があります。

同乗者にも本規約が適用されますので、会員は、同乗者が本規約を理解し、守ることに責任を持って頂きますようお願いいたします。

15. 運送契約の成立および適用

会員および同乗者の乗降および運送(運送の引受け、旅客に対する責任(生命又は身体を害した場合の責任)等)、本サービスにかかる車両の管理については、当町ではなく、運送を行う旅客自動車運送事業者と会員との間で適用される運送契約(旅客自動車運送事業標準運送約款等)によります。旅客自動車運送事業者と会員との間の運送契約は、会員の乗車時に成立するものとし、当町は、旅行自動車運送事業者と会員との間の運送契約の成立を約束するものではなく、運送契約の不成立について、何らの責任をも負わないものとします。

16. 当町の免責

次の場合、当町は会員に対して損害を賠償する責任を負わないものとします。

- (ア) 本サービスにかかる車両、乗降、および運送により生じた一切の損害、損失、事故、トラブル
- (イ) 通信不具合・会員の連絡ミス等により、乗車希望連絡等に関してトラブルが生じた場合
- (ウ) 会員が本サービスにかかる車両・停留所に忘れ物をされた場合
- (エ) 会員が携帯電話をお持ちでない、または使用できないことにより、時間の変更・キャンセル、運行遅延等の連絡ができない場合。
- (オ) 本規約第7条(運行・乗車希望受付日時および運休)、第10条(到着時間)、第11条(会員の遅延)、第12条(乗車のお断り)、第13条(会員資格の取消し)、第14条(同乗者)、第21条(コールセンターの稼働中断・停止)、第22条(本サービスの中止・終了)、に定める事由が生じた場合
- (カ) 会員の故意または過失による場合
- (キ) 当町の責に帰することができない事由による場合

17. 会員の責任

当町は、会員が故意もしくは過失により、または会員が法令もしくは本規約の規定を守らないことにより、当町が損害を受けたときは、当該会員に対し、その損害の賠償を求めることがあります。

18. 反社会的勢力の排除

会員は、会員および同乗者が、反社会的勢力(暴力団員またはこれに準ずる者、暴力・威力・脅迫的言辞・詐欺的手法を用いて威圧し、業務妨害し、もしくは不当要求をする者)でないことを誓約するものとします。

19. 個人情報の取り扱い

会員に提供いただいた個人情報は、本サービスにかかる車両の運行、運行に関するご利用状況・ご意見調査、当町がスポンサーから提供を受けた広告配信の目的にのみ利用し、他の目的には利用しません。ただし、運行状況の報告、運営および改善のため、必要な限りにおいて、共有する場合があります。

また、会員の安全確保のために緊急でやむを得ない場合、または会員が携帯電話を使用できず、当町から連絡をとる必要がある場合、必要な限りにおいて、本サービスにかかる停留所管理者と共有する場合があります。

20. 申込内容の変更・退会

会員登録申込書に記載された内容に変更がある場合、または退会をご希望される場合は、コールセンターへ書面または電話でご連絡下さい。

21. コールセンターの稼働中断・停止

当町は、システムのメンテナンスのため、コールセンターの稼働を中断し、または停止する場合があります。

22. 本サービスの中止・終了

当町は、車両内・インターネット上に掲示する等の方法で会員に周知することにより、本サービスの運営を中止し、または終了する場合があります。

23. 規約の変更

当町は、本規約の変更内容および変更日を、本サービスにかかる車両内・インターネット上に掲示する等の方法で会員に周知することにより、または、変更時に有効な民法の規定に従い、本規約を変更することができるものとします。この場合、変更日をもって変更後の規約が適用されるものとします。

24. 準拠法および裁判管轄

本規約は、日本法に準拠し、これに従い解釈されます。本サービス及び本規約に関する一切の紛争は、静岡地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

以上

規約改訂:2023年 12月1日

吉田町 企画課

〒421-0395 静岡県榛原郡吉田町住吉87番地
電話：0548-33-2136